

**介護助手普及啓発テレビCM作成等委託業務  
公募型プロポーザル審査委員会設置要領**

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護助手普及啓発テレビCM作成等委託業務公募型プロポーザル審査委員会（以下、「審査委員会」という。）の設置に関し必要な事項を定める。

(目的)

第2条 審査委員会は、介護助手普及啓発テレビCM作成等委託業務公募型プロポーザルに係る委託業者の選考に必要な審査を行うための機関として設置する。

(組織)

第3条 審査委員会は、高知県子ども・福祉政策部長寿社会課職員1名、福祉施設・事業所の役員1名、高知県立大学の教職員1名、高知県社会福祉協議会役員1名の計4名の審査委員で構成する。

(審査方法)

第4条 審査委員会は、介護助手普及啓発テレビCM作成等委託業務公募型プロポーザル審査要領に定める審査基準表の各項目につき点数で業者を審査し、審査委員全員の合計点数の最も高い業者を委託先として選考する。なお、同点の場合は、1位配点とした審査委員が多い業者を委託先として選考する。

(報告)

第5条 審査委員会は必要に応じて、検討の結果を関係者に報告するものとする。

(事務局)

第6条 審査委員会の庶務を行うため、事務局を社会福祉法人高知県社会福祉協議会（総合人材センター）に置く。

(補足)

第7条 この要綱に定めるもののほか、審査委員会の運営等に関し必要な事項は、審査委員会が定める。

附則

(施行期日)

この要綱は、令和5年7月3日から施行する。